

市川三郷町

放課後児童クラブのご案内

【令和7年度】

「放課後児童クラブ」は、遊びを中心とした集団生活を通じて児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育て支援を目的としています。利用できる対象者は、保護者等が仕事や病気などの理由により、日中に家庭での見守りを受けることができない小学生です。

それぞれの放課後児童クラブに都道府県の認定を受けた放課後児童支援員がおり、お子さんの健やかな成長を見守りながら、必要に応じて遊びの相手をし、心の相談にも対応しています。なお、放課後児童クラブは学校や学習塾と異なるため、指導員による宿題や勉強などの学習指導は原則行いません。

利用できる放課後児童クラブは以下8ヶ所です。

また、保護者等（※）の仕事がお休みの日など、家庭で児童の見守りが可能な日はクラブを利用することはできません。

（※）保護者等・・・父母、同居の祖父母など、児童の保育が可能な親族

学 童 名	実 施 場 所		電話番号
上野放課後児童クラブ	(みたま児童館)	上野 2717	055-272-1204
大塚放課後児童クラブ	(大塚ふるさと交流センター)	大塚 4763	055-230-3160
じどうかん学童クラブ	(市川大門児童館)	市川大門 1000-1	055-230-3139
たかた学童クラブ	(高田地区公民館)	印沢 71-1	055-272-3500
上地区公民館学童クラブ	(上地区公民館)	市川大門 63-1	090-4937-3014
だいどう学童クラブ	(すずかけの里)	黒沢 598-1	055-272-4181
やまほ学童クラブ	(旧やまほ保育所)	山保 6360-1	055-272-3923
六郷放課後児童クラブ	(総合子どもセンター)	岩間 2917	0556-32-3898

※ R7.1月時点でのクラブ実施場所です。実施場所は変更となる場合があります。

放課後児童クラブの概要

入所対象者

○町内小学校に通学している1年生～6年生で、以下の①・②いずれかの条件を満たす児童。

- ① 保護者が就労している家庭の児童
- ② 家族が疾病や介護等で昼間適切な保護が受けられない家庭の児童

○その他、健全育成上指導を必要とする児童

・・・医師の診断等により集団での育成が必要な児童など

開所日・開所時間

○平日（月曜日～金曜日） 【 授業終了後～午後6時 】

○土曜日・お盆期間（8/13～8/16） 【 午前9時～午後6時 】

土曜日・お盆期間は利用者が少ないことが見込まれるため、平日通っているクラブに関わらず、【じどうかん学童クラブ】での交流保育を予定しています。

○学校休業日 【 午前9時～午後6時 】

夏休み等の長期休暇、学校創立記念日、運動会などの振替休業日、県民の日などの一日保育となる日はお弁当を持参してください。

★令和7年度より、夕方の延長保育時間を30分延長します。

○延長保育時間 【 平日 午後6時～7時 】

【 学校休業日 午前7時30分～9時、午後6時～7時 】

※土曜日の延長保育は実施していません。

※延長保育料については5ページをご確認ください。

※必ず時間内の送迎をお願いします。時間内に送迎できない場合はファミリーサポートセンター（TEL 080-5685-1152）等の利用をご検討ください。

閉所日

○日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）

○学校閉鎖日：災害（台風・大雪など）又は、集団風邪等で臨時休校になった場合や、授業を切り上げて早下校となった場合

※インフルエンザ、新型コロナウイルス等で学年・学級閉鎖の措置がとられた場合、その学年・学級の児童は利用できません。

各クラブの定員と指導員体制（予定）

学 童 名	利 用 定 員	指 導 員
上野放課後児童クラブ	70名	2名～4名
大塚放課後児童クラブ	40名	2名
じどうかん学童クラブ	70名 1・2年生…約40名 3年生以上…約30名	4名
たかた学童クラブ	40名	2名
上地区公民館学童クラブ	25名	2名
だいどう学童クラブ	25名	2名
やまほ学童クラブ	20名	2名
六郷放課後児童クラブ	50名	2名

※登録児童数により、指導員体制が増減する場合があります。

※各クラブには利用定員があります。クラブの利用申し込みが特定のクラブに集中した場合、第1希望以外のクラブでの入所決定となる場合があります。

（市川小学校区は必ず第2希望まで記入してください。）

メールマガジンについて

【※P13 参照】

町では、迅速な情報伝達による緊急時の安全の確保及び、放課後児童クラブと家庭間の情報連携の充実を目的として、メールマガジンを配信しています。

緊急時の迅速な連絡を実現するためにも、全員の登録をお願いいたします。

利用負担金について

	児童1人あたり月額	備考
8月以外	2,000円	月途中の入退所の場合、利用の有無にかかわらず、利用料は月額がかかります。
8月（夏休みは利用しない者）	※ 2,000円	
8月（夏休みに利用する者）	4,000円	

※ 年間の負担金 24,000 円を 12 か月で分割してご負担いただいているため、夏休みに利用しない場合も通常の月額負担金である 2,000 円は、ご負担いただきます。

【注意事項】

- ① 利用の有無や日数にかかわらず利用負担金が発生します。日割り計算はされません。月途中の退所の場合も月額負担金がかかります。**退所する場合は、退所日の当該月末日までに退所届の提出をお願いします。**
- ② **納付方法は、口座振替**です。
- ③ 口座振替不能となった場合や、中途入所等で口座振替手続き中の場合は、納付書払いとなります。
- ④ 口座振替の手続きは、入所決定通知に同封する「口座振替依頼書」を各金融機関へ提出してください。
- ⑤ **利用負担金等の支払いが滞った場合は、児童手当からの徴収や放課後児童クラブの入所許可の取り消しをさせていただく場合があります。**

利用負担金の減免について

次に該当する世帯は、利用負担金の減免を受けることができますので、「市川三郷町放課後児童クラブ利用負担金減免申請書」に必要書類を添付し提出してください。

【注意事項】

- ① 提出がない場合、対象者であっても減免することができません。
- ② 減免は申請月の翌月請求分から適用となります。（遡及しての適用はできません。）

世帯の状況	軽減割合	月額
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 ・ひとり親世帯家庭医療費受給世帯 	全額	0円

延長保育料について

- ・学校休業日の午前7時30分～8時の延長保育時間は、1児童1回につき100円
- ・午後6時30分～午後7時の延長保育間は、1児童1回につき200円（令和7年度から新規）

※毎月末締め、利用負担金と一緒に口座振替となります。

※延長保育料は減免対象外です。

一時利用について

通常、放課後児童クラブの利用は必要ないものの、保護者が傷病、その他の理由により、一時的に家庭における児童の養育が困難と認められる場合、かつ、同居の家族等が当該児童を養育することができないと認められた場合に利用できます。

【利用時間等】

- 通常の学童開設時間と同時間
- 月5回（8月は10回）まで利用可能

【利用方法】

利用を希望する日の1週間前までに「放課後児童クラブ一時利用申請書」を利用したいクラブへ提出してください。（提出前に利用可能か各クラブにお問い合わせください。）

※申請書は各クラブにあります。町ホームページからもダウンロードできます。

※緊急で利用したい場合は、利用を希望する放課後児童クラブまでご相談ください。

★令和7年度より、一時利用の料金を見直す予定です。

【利用料金】（予定）

- 通常授業日（授業終了後からの利用の日）は日額400円、
- 土曜日や長期休業日、振替休業日等学校休業日は日額500円
- 学校休業日の午前7時30分～8時の延長保育時間は、1児童1回につき100円
- 午後6時30分～午後7時の延長保育間は、1児童1回につき200円。

※ 月額の利用料金の上限額は、2,000円（8月以外）、4,000円（8月）となります。

【注意事項】

- 定員を超過している場合やクラブの行事等により利用できない場合があります。
- クラブごとに1日2名までの利用となります。

放課後児童クラブの説明とお願い

通所・帰宅について

- ・クラブでは、児童の安全を守るため、帰宅時はお迎えを原則とし、申請書の保護者の申し出に基づいて児童の引渡しをしています。**一人で帰宅の希望がある場合は、事前にクラブに連絡をお願いします。その際は、保護者の責任の元、帰路の安全指導をお願いします。**
- ・**家族以外の方の迎えの場合には必ずクラブに連絡をお願いします。**連絡のない場合には、児童の引渡しができないこともあります。
- ・クラブ通所が始まる前に、学校からクラブへの道をお子さんと一緒に歩いて安全指導を行っておいください。
- ・特に新1年生は、**学校からクラブへ直接通所することを、学級担任へ伝えておいください。**
- ・都合でお迎えが遅くなる時には、必ずクラブまで連絡をお願いします。
- ・**ケガ等の緊急時の際には、申請書に記入されている緊急時連絡先に連絡させていただきます。**
- ・夏休み等の一日保育時に児童を預ける場合には、保護者と児童と一緒にクラブの玄関先まで来ていただき、保護者の方から指導員へ児童の引渡しをお願いします。（児童のみでの入室はできません。）
- ・学校創立記念日等一日保育利用の際には事前にクラブに連絡をお願いします。始業式、終業式の日も利用できます。

欠席・早退の連絡について

- ・**クラブを欠席・早退等する場合は必ずクラブに連絡をお願いします。**
(学校からクラブに欠席・早退等の連絡はないため、クラブにも必ず連絡をお願いします。)



出産時の利用について

- ・出産時のクラブ利用について、**産前6週、産後8週の期間**は利用できます。
(育児休暇中はクラブの利用はできません。)

変更・退所について

- ・申請書の記載内容から変更がある場合については変更届を、退所される場合は退所届を提出してください。（用紙は各クラブに置いてあります。）
- ・**勤務先等が変更になった場合は変更後の勤務先の就労証明書を提出してください。**

災害発生時の対応・備えについて

- ・ 「震度5弱以上」の地震が発生した場合、児童の引渡しを開始します。クラブからの連絡がなくても引き取りにきてください。【※P14 参照】
- ・ 学童保育時間内に災害が発生した場合、被害の大きさ等によっては、児童がクラブで一晩～数日を過ごすことが考えられます。備えとして、**防災用品（食料・飲料・ブランケット等）**をクラブで保管し、**年度末（退所時）に返還**します。詳細は各クラブの指示に従ってください。

《防災用品参考例》

- ・非常食・・・日持ちのする食べ物（一食分）
【缶詰、カンパン、ビスケット等】
- ・ペットボトル・・・水（500ml）
- ・ブランケット（ひざ掛け 110×70 程度）



- ・ 災害時には、電話がつながりにくい状況が続くことが考えられるため、災害時に開設される「**災害用伝言ダイヤル（171）**」を使って、クラブで録音した伝言を保護者に再生していただき、**状況の確認**を行います。【※P15 参照】

※「171」に録音出来る伝言数には限りがあり、録音は上書きされます。クラブで録音した伝言が削除されてしまいますので、録音はしないでください。

- ・ 災害発生後、学校が再開されるまではクラブは実施しません。また、地震によりクラブ施設に被害があった場合は、クラブの再開が遅れることがあります。

災害時は、誰が、どんな方法で、お子さんを引き取るのか、ご家庭でお子さんも交えて話し合っておいてください。

学校との連絡について

- ・ 各クラブの月の予定表作成には、毎月小学校の予定表を参考に作成しています。
- ・ クラブ利用児童名簿を学校に届け、保育についての連携を図っていきます。
- ・ 保育に必要な情報について、学校と共有をさせていただきます。

損害保険について

- ・ クラブの実施にあたっては、お子さんの安全のため、指導員が細心の注意を払っておりますが、万が一の事故（ケガ）に備え、「**児童安全共済制度**」に加入しております。**保育中にケガをした際はご利用のクラブ指導員に申し出てください。（保険の対象範囲：敷地内もしくは指導員指導のもとでの館外活動中の事故等）**

※保育中の事故（ケガ）により医療機関を受診される際は、通常 of 病院受診と同様に「子育て支援医療費助成金受給資格者証」などの医療助成受給資格者証を医療機関窓口に提示してください。（学校管理下におけるケガにより医療機関を受診する場合は異なります。）

その他

- ・ 各クラブごとに保護者会費の集金があります。
- ・ クラブでは楽しく集団生活を営むために、また児童を安全にお預かりするために、乱暴な行為や破壊行為があった場合は速やかに注意をし、保護者にお伝えし改善なき場合は退所をしていただきます。**また、クラブの備品等を破損した場合は弁償していただくことがあります。**
- ・ クラブ通信やメルマガを発行します。月間の予定、お願い、お知らせ等をお伝えしますので目を通してください。
- ・ 貴重品（特にお金）は持たせないでください。
- ・ ゲーム機の持ち込みは、禁止しますのでご協力をお願いします。
- ・ 衣服を汚したときの着替えを、下着1組、上着1組（上下）をクラブに保管して置きますので、入所の際に持って来てください。着替え袋や各衣類には目立つ所に記名をお願いします。
- ・ その他必要な物については、各クラブからお知らせします。
- ・ **広報、新聞、テレビ等においてクラブでのイベント等の様子を取材・撮影する機会があります。防犯上、または家庭の事情等で子どもの写真を掲載されたくない方は、その旨入所申請書の備考欄に記入をお願いします。**



申請について

○利用までの流れ

① 利用申込書の提出

- ◆申請書提出期限：令和7年2月7日（金）まで
- ◆申請書提出先：各放課後児童クラブ、子育て支援課（六郷庁舎）、福祉課・介護課（本庁舎）、三珠支所住民サービス係
- ◆提出書類：
 - ・市川三郷町放課後児童クラブ入所申請書（児童1人につき1枚）
 - ・勤務証明書または自営業・内職申告書 ※保護者分（父母等）
 - ・市川三郷町放課後児童クラブ利用負担金減免申請書及び添付書類（該当者のみ・児童1人につき1枚）

※書類はすべて揃えてご提出ください。（書類不備の場合は受付できません。）

※利用希望者に兄弟姉妹がいる場合、勤務証明書等は1部で構いません。

※自営業・内職の場合は、申告書のコピー・事業所が確認できる書類等を添付してください。

※就労以外を理由に学童を利用する場合は、申請書に添付する書類が異なります。

詳しくは子育て支援課までご連絡ください。

② 書類審査

提出された入所申請書により利用対象および要件に該当しているかを審査します。書類不備の場合は、その旨を連絡しますので、関係書類をそろえて再度提出してください。

③ 審査結果通知

審査結果を令和7年3月中旬までに通知します。書類不備の場合は利用について保留させていただきます。保留となった場合は、申込書類が揃うまで令和7年度の利用はできません。

④ 利用開始

令和7年4月1日（月）からの利用できます。新一年生は、小学校入学前ですが、利用できます。利用決定通知に「放課後児童クラブメールマガジン登録方法の手引き」を同封しますので、期限までに登録してください。

※年度途中からの申請も可能です。希望する方は子育て支援課までご連絡ください。（入所希望のクラブが定員を超えている場合、申請した以外のクラブでの入所決定となることがあります。）